北九州空港使用の届出に関する取扱要領

令和2年10月6日 北九州空港事務所

# 改正記録表

番号	改正年月日	起案番号	改正内容
1	令和2年10月6日	北管第187号	制定
2	令和3年6月7日	北管第87号	メーリングリストアドレス変更及び様式1、2の押印廃止

# 1. 目的

本要領は、空港管理規則(以下「規則」という。)第6条に基づく北九州空港の使用 にかかる届出の取扱い要領を定め、適正な処理を図ることを目的とする。

# 2. 届出

- (1) 届出は、北九州空港事務所長に対し、所定の事項を記載した届出書により行わせなければならない。届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 自家用航空機の運航者については、規則第6条第2項に基づく空港管理上必要な条件として、次の事項について届出書に記載することにより申告させ、必要に応じ資料を提出させるものとする。
  - a. 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。
  - b. 届出者が、空港を使用した行為により、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
  - c. 航空保険(第三者賠償責任保険)に加入していること。(但し、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く)
  - d. 航空保険(第三者賠償責任保険)証券等を提出すること。
  - e.「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の同意確認書を提出していること。
  - f.「落下物防止対策を講じることを約する誓約書」を提出していること。(最大離陸重量 5,700kg を超える飛行機に限る)
  - g. 酒気を帯びている場合は空港を使用しないこと。
  - h. 国の職員により酒気帯びの有無についての確認 (アルコール検知器を使用したアルコール検査) を求められた場合は応じること。
- (3) 届出にあたっては、航空運送事業者、航空機使用事業者及び外国人国際航空運送事業者は様式1を、それ以外の運航者は様式2を使用して行わせることができる。

## 3. 届出受理事務

- (1) 届出書は以下の手段等により提出させるものとする。
  - a. 郵送(〒800-0306 北九州市小倉南区空港北町 6番 北九州空港事務所 空港使用届担当)
  - b. メール (cab-kkj-shiyou01@gxb.mlit.go.jp)
  - c. 窓口(航空管制運航情報官)に提出
- (2) 航空管制運航情報官は、届出書の記載に不備がないこと、必要な書類が添付されていること等、形式的な要件に適合していることを確認した後、遅滞なく管理課あて回付するものとする。
- (3) 管理課は、記載事項等を確認の上、届出を受理し管理するものとする。

# 4. 指導指針

届出受理にあたっては、空港の能率的運営及びその秩序を維持するため、可能な範囲で、次の事項を満足するよう、指導するものとする。

## (1)使用期間

原則として使用の都度提出させることとする。ただし、定期航空運送事業者、 常駐する運航者その他継続して北九州空港を使用することが明らかな場合には、 当該年度内を限度とすることができる。

- (2) 申告内容(自家用航空機の運航者に限る)
  - a. 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。
  - b. 届出者が、空港を使用した行為により、禁固以上の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でない こと。
  - c. 航空保険(第三者賠償責任保険)に加入していること。(但し、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く)
  - d. 飛行機(最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機に限る)の運航に伴う部品等の脱落の発生を防止するための措置を講じていることを約する誓約書に、使用の届出に係る飛行機の使用者が署名していること。
  - e. 航空機の運航に伴う部品等の脱落により、人の生命、身体又は財産に損害が生じた場合において、その備品等の脱落を伴う運航に使用された航空機に該当する蓋然性が相当程度高いものとして国土交通省地方航空局に設置する落下物確認委員会が決定する航空機に自ら使用する航空機が含まれる場合に、推定航空機の数に応じて按分して補償することを約する協定書の取り決めに、使用の届出に係る航空機の使用者が同意していること。
  - f. 航空機乗組員は、酒気を帯びている場合は空港を使用しないこと。
  - g. 航空機乗組員は、国の職員によりアルコール検知器を使用したアルコール検 査による酒気帯びの有無についての確認を求められた場合は、これに応じるこ と。

## 5. その他

この要領を実施するために必要な細目的事項については、管理課長又は先任航空管制運航情報官が別に定める。

#### 附則

- 1 北管第187号(令和2年10月6日)制定
- 2 この要領は、令和2年11月9日から施行する。

#### 附則

- 1 北管第87号(令和3年6月7日)制定
- 2 この要領は、令和3年6月7日から施行する。

空	港	使	用	届		
				年	月	E
北九州空港事務所長	殿					

住 所

氏名又は名称

並びに法人の場合は代表者名

担 当 者 名

連絡先電話番号

空港管理規則第6条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

使	用航空	機の型	上式							
使用航空機の登録記号										
俧	使 用	В	時		年	月		日	時	分から
文		Ц	μij		年	月		日	時	分まで
使	用す	る施	設		滑走路		誘導路		エプロン	
使	用	B	的		航空運送事業			航空機使用	事業	
1史 用		Ħ	נים		その他(					)
備	□ 使用スポット他運航関係について航空管制運航情報官と調整済み 備 考									

注 氏名・代表者名、担当者名欄は、署名又は記名してください。

□ いいえ

はい

			空		켡	麦	使		月	月		届			
											年		月		日
北。	九州空	港事	務所	斤長	殿										
						住	<u>:</u>		所						
						氏	: 名又	は彳	3 称						
						並で	びに法人の	)場合は	代表者名						
						担	」 当	者	名						
						連	絡先冒	電話	番号						
י ט'ני	- 東洋英田坦則等で名にすべき。 下記のしゃリアは山土ナ														
<b>エ</b> /	空港管理規則第6条に基づき、下記のとおり届け出ます。 														
					Т		記								
使	用航空	. 機(	の 型	! 式											
使)	用航空機	- eの登	经最高	己号											
使	用	В	1	時		年		月		日		時		分から	>
IX.	/11			H-J	<u> </u>	年		月		日		時		分まで	5 -
使	用す	る	施	設		滑走路			誘導路			エプロ	ュン		
使	用	目	1	的				_							
備				考		□ 使用スポット他運航関係について航空管制運航情報官と調整済み									
以下	の事項を	申告	iする	, ) 。											
1. 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること									は	il)		いいえ			
						以上の刑に処 Fを経過しな			行を終わ		は	(J)		いいえ	
	保険(第三ネ し、官公庁等										加	入済		未加入	
 4. 航空	保険(第三	 者賠償責	 責任保障	 倹)証券	等の提出							:出 勿回・更新]		提出済	
5. 「航	空機落下物口	こよる初	皮害の非	枚済に関	する協定	書」の同意研	雀認書を提	!出			提	·出		提出済	
	6.「落下物防止対策を講じることを約する誓約書」を提出していること(最大離陸重量 5.700kgを超える飛行機に限る)										·出		提出済		
7. 酒気を帯びている場合は航空業務を行わないこと									は	にい		いいえ			

8. 国の職員により酒気帯びの有無についての確認(アルコール検知器を使用したアルコール検査)を求められた場合は応じること

注 氏名・代表者名、担当者名欄は、署名又は記名してください。